**一般貨物自動車運送事業者の皆様へ**

**（届出記載要領及び留意事項）**

事業用自動車の増車・減車の手続きの際の注意事項をまとめましたので、今後手続きする際に

参考にしていただきますようお願いします。

**〇事業計画変更届出書**

・事業用自動車の種別ごとの数について

前回の届出書を確認する等、間違いがないようにお願いします。

減車される際は、当該営業所における最低車両数以下にならないようご注意ください。

最低車両数：５両以上

・増車・（減車）予定日について

事前の届出になりますので実際に登録の手続きをする予定日を記載してください。

※郵送の場合、届くまでに時間がかかります。予定日は余裕を持って記載してください。

・変更理由について

増車、減車する理由を記載してください。

良い例：業務量の増加に対応するため

悪い例：増車のため、減車のため

・車庫の必要面積と収容能力について

別紙４．車庫の必要面積（概算）の「必要面積計」は変更後の車両数に応じた面積、「認可収容能力」は現在認可されている事業用自動車の車庫（以下「車庫」という）の収容能力の面積となります。所属営業所の車庫が複数ある場合は全ての合計値を認可収容能力に記載してください。

　　また、必要面積計が認可収容能力の９割を超える場合は、車両配置平面図の添付が必要になります。

**〇事業用自動車等連絡書**

・車台番号、自動車登録番号の間違いがないようにお願いします。

　・不備があった際は再度、輸送・監査部門宛てに送付していただく必要があります。

・有効期限が発行日から１ヶ月になりますのでご注意ください。

**〇宣誓書**

　・申請日から起算して３ヶ月前時点の配置車両数は、前回の届出台数ではなく、今回の届出をする日

から３ヶ月前の時点の台数となりますのでご注意ください。

**＜留意事項＞**

**・事業計画変更届出書の控えが必要な場合は２部用意してください。**

**・郵送で手続きする場合は返信用封筒を同封してください。**

**・間違えた箇所を修正する際は、修正液などは使わず二重線で消し訂正してください。**

 　　 □　事業計画変更認可申請

 　 一般貨物自動車運送事業の □　事業計画変更届出書

　　　　　　　　　　　 　(特別積合せ運送を除く） 　 　 □　施行規則20条又は44条1項の届出書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　北陸信越運輸局長　　　　　　　　　　　　殿　　 　　運輸支局長 　　　 殿 |  | 令和　　年　　月　　日 |
|  | 　No．　　　　　　　　　　　 |
|  |  |
|  |  |
|  |  | 連絡担当者 |  |
|  |  |  |  |
| 申請者住所 |  |
|   |
|  ①主たる事務所　②営業所　③休憩・睡眠施設　④自動車車庫　⑤事業用自動車の種別 ⑥事業用自動車の種別ごとの数　⑦事業廃止　⑧事業休止　⑨役員変更 ⑩氏名・名称又は住所 ⑪譲渡譲受終了　⑫合併終了　⑬分割終了　⑭事業休止再開 |
|   |
|  ア．貨物自動車利用運送をする・しない イ．営業所　ウ．業務の範囲　エ．保管施設　 オ．利用する運送事業者 |
| 変更項目 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| （変更理由） |
|  |
|  |

 注）本様式による届出は、貨物自動車運送事業法に基づく届出の場合のみとします。

 （官庁使用欄）　受付　No．（　　） 都市計画法照会　　有　・　無

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  支局受付印 |  本局受付印 |  令和　　年　　月　　日（No．　） 処理予定期間　　令和　　年　　月　　日迄 補正期間 令和 年　　月　　日 ～令和　　年　　月　　日（　日間） |

別　　紙

１．事業用自動車の種別及び各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数

　（１）普通自動車

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  　　 （新） |  （旧） |
| 普通 | 小型 | けん引 | 被けん引 | 計 | 普通 | 小型 | けん引 | 被けん引 | 計 |
|  　 営業所 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  営業所 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  営業所 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  営業所 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  合　　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

 （２）霊柩自動車

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  　　 （新） |  　 （旧） |
| 宮　型 | 洋　型 | バン型 | バス型 | 計 | 宮　型 | 洋　型 | バン型 | バス型 | 計 |
|  　 営業所 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  営業所 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  営業所 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  営業所 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  合　　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

２．変更する自動車の明細

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所属営業所 | 増車・減車の別 | 最大積載量 | 年 式 | 所属営業所 | 増車・減車の別 | 最大積載量 | 年 式 |
|  営業所 | 増車 ・ 減車 |  ㎏ |  |  営業所 | 増車 ・ 減車 |  ㎏ |  |
|  営業所 | 増車 ・ 減車 |  ㎏ |  |  営業所 | 増車 ・ 減車 |  ㎏ |  |
|  営業所 | 増車 ・ 減車 |  ㎏ |  |  営業所 | 増車 ・ 減車 |  ㎏ |  |
|  営業所 | 増車 ・ 減車 |  ㎏ |  |  営業所 | 増車 ・ 減車 |  ㎏ |  |

３．増車・（減車）予定日

 　　　　　 令和　　年　　月　　日から実施する。

４．車庫の必要面積（概算）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　積載トン数 | １両あたり必要収容能力 |   | 必要面積計 | 　認可収容能力 |
| 7.5トンを超えるもの |  ３８㎡ |  　両 |  ㎡ | 　　　　　　㎡ |
| 2.0トンを超～7.5トンまで |  ２８㎡ |  　両 |  ㎡ |
| 2.0トンロング |  ２０㎡ |  　両 |  ㎡ |
| 2.0トンまで |  １５㎡ |  　両 |  ㎡ |
|  合　　　　計 |  |  　両 |  ㎡ |

 注）①「必要面積」÷「認可収容能力」＞０．９の場合は、車両配置図の平面図を添付して下さい。 ②「１両あたり必要収容能力」の数値はおおよその目安ですので、受理後精査し、認可済収容能力では足りない場合、車庫の収容能力の変更（認可）手続きをしていただく事になりますので、ご承知おき下さい。

　　　　長野運輸支局長　殿

宣　誓　書

貨物自動車運送事業法第９条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたっては、

以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1. 貨物自動車運送事業法第５条第３号に準ずる密接な関係を有する者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から５年を経過しない者である。
 | □該当する | □該当しない |
|  |  |  |
| 1. 変更に係る営業所における行政処分の累積違反点数が１２点以上である。
 | □該当する | □該当しない |
|  |  |  |
| 1. 変更に係る営業所について、申請日前１年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導による総合評価において、「Ｅ」の評価を受けている。
 | □該当する | □該当しない |
|  |  |  |
| 1. 変更に係る事業用自動車の数と申請日前３ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して３ヶ月前時点における同一営業所に配置する事業用自動車の数の３０％以上となる。（当該合計が１０両以下であるときを除く。）
 | □該当する | □該当しない |
|  |  |  |

項目4の算定根拠

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営業所 | 申請後の配置車両数 (a) | 申請日から起算して3ヶ月前時点の配置車両数 (b) | 差(c)=(a)-(b) | 割合(c)÷(b)×100 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

令和　　年　　月　　日

住所

氏名又は名称

代表者

この書類は、道路運送法、貨物運送取扱事業法又は貨物自動車運送事業法による自動車運送事業、第二種利用運送

事業用自動車等連絡書

発行番号：　　　　第　　　　号

発行日：平成　　年　　月　　日

有効期限：発行日から１ヶ月間

事業の免許、許可、事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替であることを

確認したことを証するものである。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業等の種別 | 旅客 | 乗合（路線定期・その他）・貸切・ハイヤー・タクシー・特定 | 貨物 | 一般 ・ 特定 ・ 軽 ・ 霊柩 ・ 第二種利用 | その他 | レンタカー・（　　　　） |
| 使用者の名称（事業者名） |  | 所属営業所名 |  |
| 使用者の住所（事業者の住所） |  | 使用の本拠の位置（営業所の位置） |  |
| 使用・廃止の別 | 使用しようとする自動車 | 廃止（減車・抹消等）する自動車 |
| 自動車登録番号等（車両番号） | ※新自動車登録番号（車両番号） | ※登録完了印・登録官印 | 旧自動車登録番号（車両番号） | ※登録完了印・登録官印 |
| 車台番号 |
| 1. 自動車の年式…
 | Ｈ・Ｒ　　　年 | 1. 自動車の年式…
 | Ｈ・Ｒ　　　年 |
| （旅客・貨物とも）②旅客自動車のみ… | 自動車の乗車定員　　　　　人自動車の長さ　　　　　㎝ | （旅客・貨物とも）②旅客自動車のみ… | 自動車の乗車定員　　　　　人自動車の長さ　　　　　㎝ |
| ②貨物自動車のみ… | 種別〔 普通・小型・けん引・被けん引・特殊 〕最大積載量　　　　　kg | ②貨物自動車のみ… | 種別〔 普通・小型・けん引・被けん引・特殊 〕最大積載量　　　　　kg |
| 事案発生理由 | 新規許可・新規届出・譲渡譲受・合併・分割・相続・休止・廃止・取消し事業計画の変更〔増車・減車・代替（増・減）・営配・他支局管内への移動（　　　　運輸支局　→ 運輸支局）〕 使用者及び所有者の名称又は住所の変更・使用の本拠の位置のみの変更・自動車登録番号のみの変更・その他（　　　　　　　） |
| 備考欄 | ※ |
| 確認印及び担当官印（輸　送） | ※確認印・担当官印 | (注) 1.この連絡書は原則として再発行しないので、取扱いに注意して下さい。 2.連絡書に必要な事項を記入の上、２枚１組を１部として輸送・監査部門に提出して下さい。 3.連絡書は、輸送・監査部門の確認を受けた後、登録等関係書類に添えて登録窓口（軽自動車にあっては軽自動車検査協会窓口）に提出して下さい。 4.登録は、別途指示がある場合を除き、輸送・監査部門の確認を受けた日に行って下さい。 5.※印欄は記入しないで下さい。  |
| 発行元連絡先：　　　運輸支局　　輸送・監査部門　　TEL　　　　－　　　　　－ |

□事業計画変更認可申請

チェック✔を記入

**※事業者控えと合わせて２部用意してください。**

**増車の記載例**

 　 一般貨物自動車運送事業の ✔事業計画変更届出書

　　　　　　　　　　　 　(特別積合せ運送を除く） 　 　 □ 施行規則20条又は44条1項の届出書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　北陸信越運輸局長　　　　　　　　　　　　殿　　**長野**運輸支局長 　　　 　殿 |  | 令和　**３**年　**４**月　**１**日 |
|  | 　No．　　　　　　　　　　　 |
|  | **コクドタロウウンユ　カブシキガイシャ** |
|  | **国土太郎運輸　株式会社** |
|  | **代表取締役　国土　太郎** | 連絡担当者 | **国土　二郎** |
|  | **３８１－８５０３** |  | **０２５－２４３－４６０３** |
| 申請者住所 | **長野県長野市西和田１丁目３５番４号** |
|   |
|  ①主たる事務所　②営業所　③休憩・睡眠施設　④自動車車庫　⑤事業用自動車の種別 ⑥事業用自動車の種別ごとの数　⑦事業廃止　⑧事業休止　⑨役員変更 ⑩氏名・名称又は住所 ⑪譲渡譲受終了　⑫合併終了　⑬分割終了　⑭事業休止再開 |
|   |
|  ア．貨物自動車利用運送をする・しない イ．営業所　ウ．業務の範囲　エ．保管施設　 オ．利用する運送事業者 |
| 変更項目 |  |  |
| **⑥** | **別紙のとおり** |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| （変更理由） |
| 　**業務量の増加に対応するため　　※増車のため　等　は不可** |
| 　（変更の理由を記載してください。） |

 注）本様式による届出は、貨物自動車運送事業法に基づく届出の場合のみとします。

 （官庁使用欄）　受付　No．（　　） 都市計画法照会　　有　・　無

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  支局受付印 |  本局受付印 |  令和　　年　　月　　日（No．　） 処理予定期間　　令和　　年　　月　　日迄 補正期間 令和 年　　月　　日 ～令和　　年　　月　　日（　日間） |

別　　紙

１．事業用自動車の種別及び各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数

　（１）普通自動車

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  　　 （新） |  （旧） |
| 普通 | 小型 | けん引 | 被けん引 | 計 | 普通 | 小型 | けん引 | 被けん引 | 計 |
|  **本社** 営業所 | 　**６** | 変更後の事業用自動車数を記入 |  |  | **６** | 　**５**前回の届出を確認する等、間違いがないように記入 |  |  |  | **５** |
|  営業所 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  営業所 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  営業所 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  合　　計 | 　**６** |  |  |  | **６** | 　**５** |  |  |  | **５** |

 （２）霊柩自動車

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  　　 （新） |  　 （旧） |
| 宮　型 | 洋　型 | バン型 | バス型 | 計 | 宮　型 | 洋　型 | バン型 | バス型 | 計 |
|  　 営業所 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  営業所 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  営業所 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  営業所 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  合　　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

２．変更する自動車の明細

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所属営業所 | 増車・減車の別 | 最大積載量 | 年 式 | 所属営業所 | 増車・減車の別 | 最大積載量 | 年 式 |
|  **本社** 営業所 | 増車 ・ 減車 |  **8000** ㎏ | **令和２年** |  営業所 | 増車 ・ 減車 |  ㎏ |  |
|  営業所 | 増車 ・ 減車 |  ㎏ |  |  営業所 | 増車 ・ 減車 |  ㎏ |  |
|  営業所 | 増車 ・ 減車 |  ㎏ |  |  営業所 | 増車 ・ 減車 |  ㎏ |  |
|  営業所 | 増車 ・ 減車 |  ㎏ |  |  営業所 | 増車 ・ 減車 |  ㎏ |  |

３．増車・（減車）予定日

 　　　　　 令和　**３**年　**４**月　**２０**日から実施する。（連絡書と同時に提出する場合は、

届出から１ヶ月以内の日付）

４．車庫の必要面積（概算）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　積載トン数 | １両あたり必要収容能力 |   | 必要面積計 | 　認可収容能力 |
| 7.5トンを超えるもの |  ３８㎡ |   **６**両 |  **２２８**㎡ | 現在認可されている面積を記入　　**５００**　㎡ |
| 2.0トンを超～7.5トンまで |  ２８㎡ |  両 |  ㎡ |
| 2.0トンロング |  ２０㎡ |  両 |  ㎡ |
| 2.0トンまで |  １５㎡ |  両 |  ㎡ |
|  合　　　　計 |  |  **６**両 |  **２２８**㎡ |

 注）①「必要面積」÷「認可収容能力」＞０．９の場合は、車両配置図の平面図を添付して下さい。

 ②「１両あたり必要収容能力」の数値はおおよその目安ですので、受理後精査し、認可済収容能力

では足りない場合、車庫の収容能力の変更（認可）手続きをしていただく事になりますので、ご承知おき下さい。

　　　　長野運輸支局長　殿

①～④に該当する場合は、認可申請になる又は増車できない場合がありますので長野支局輸送監査部門までお問い合わせください。

宣　誓　書

貨物自動車運送事業法第９条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたっては、

以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

差：１１両以上　かつ　割合：３０％以上

の場合は該当するに「✔」が入り認可申請となります

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1. 貨物自動車運送事業法第５条第３号に準ずる密接な関係を有する者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から５年を経過しない者である。
 | □該当する | ☑該当しない |
|  |  |  |
| 1. 変更に係る営業所における行政処分の累積違反点数が１２点以上である。
 | □該当する | ☑該当しない |
|  |  |  |
| 1. 変更に係る営業所について、申請日前１年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導による総合評価において、「Ｅ」の評価を受けている。
 | □該当する | ☑該当しない |
|  |  |  |
| 1. 変更に係る事業用自動車の数と申請日前３ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して３ヶ月前時点における同一営業所に配置する事業用自動車の数の３０％以上となる。（当該合計が１０両以下であるときを除く。）
 | □該当する | ☑該当しない |
|  |  |  |

項目4の算定根拠

申請日３ヶ月前の本社営業所の車両数を記入

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営業所 | 申請後の配置車両数 (a) | 申請日から起算して3ヶ月前時点の配置車両数 (b) | 差(c)=(a)-(b) | 割合(c)÷(b)×100 |
| 本社 | ６ | ５ | １ | ２０ |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

令和　３年　４月　１日

住所　長野県長野市西和田１丁目３５番４号

氏名又は名称　　　国土太郎運輸　株式会社

代表者　　　　　　代表取締役　国土　太郎

この書類は、道路運送法、貨物運送取扱事業法又は貨物自動車運送事業法による自動車運送事業、第二種利用運送

該当項目に〇を記入

事業用自動車等連絡書

発行番号：　　　　第　　　　号

発行日：平成　　年　　月　　日

有効期限：発行日から１ヶ月間

事業の免許、許可、事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替であることを

確認したことを証するものである。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業等の種別 | 旅客 | 乗合（路線定期・その他）・貸切・ハイヤー・タクシー・特定 | 貨物 | 一般 ・ 特定 ・ 軽 ・ 霊柩 ・ 第二種利用 | その他 | レンタカー・（　　　　） |
| 使用者の名称（事業者名） | **株式会社　○○** | 所属営業所名 | **本店** |
| 使用者の住所（事業者の住所） | **長野県長野市西和田１丁目３５番４号** | 使用の本拠の位置（営業所の位置） | **同左** |
| 使用・廃止の別 | 使用しようとする自動車 | 廃止（減車・抹消等）する自動車 |
| 自動車登録番号等（車両番号） | ※新自動車登録番号（車両番号） | ※登録完了印・登録官印 | 旧自動車登録番号（車両番号） | ※登録完了印・登録官印 |
| 車台番号**〇〇〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇** |
| 1. 自動車の年式…
 | Ｈ・Ｒ　　**４**年 | 1. 自動車の年式…
 | Ｈ・Ｒ　　　年 |
| （旅客・貨物とも）1. 旅客自動車のみ…
 | 自動車の乗車定員　　　　**２**人自動車の長さ　　　　　㎝ | （旅客・貨物とも）②旅客自動車のみ… | 自動車の乗車定員　　　　　人自動車の長さ　　　　　㎝ |
| ②貨物自動車のみ… | 種別〔 普通・小型・けん引・被けん引・特殊 〕最大積載量　　**１０００**kg | ②貨物自動車のみ… | 種別〔 普通・小型・けん引・被けん引・特殊 〕最大積載量　　　　　kg |
| 事案発生理由 | 新規許可・新規届出・譲渡譲受・合併・分割・相続・休止・廃止・取消し事業計画の変更〔増車・減車・代替（増・減）・営配・他支局管内への移動（　　　　運輸支局　→ 運輸支局）〕 使用者及び所有者の名称又は住所の変更・使用の本拠の位置のみの変更・自動車登録番号のみの変更・その他（　　　　　　　） |
| 備考欄 | ※ |
| 確認印及び担当官印（輸　送） | ※確認印・担当官印 | (注) 1.この連絡書は原則として再発行しないので、取扱いに注意して下さい。 2.連絡書に必要な事項を記入の上、２枚１組を１部として輸送・監査部門に提出して下さい。 3.連絡書は、輸送・監査部門の確認を受けた後、登録等関係書類に添えて登録窓口（軽自動車にあっては軽自動車検査協会窓口）に提出して下さい。 4.登録は、別途指示がある場合を除き、輸送・監査部門の確認を受けた日に行って下さい。 5.※印欄は記入しないで下さい。  |
| 発行元連絡先：　　　運輸支局　　輸送・監査部門　　TEL　　　　－　　　　　－ |